適用基準・法規

適用基準ならびに法規には以下のようなものがあります。

破裂板式安全装置 (JIS B8226) 压力容器構造規格 高圧ガス保安法 消防法 ASME Sec. III, API Guide Refrigeration code ICC regulation Compressor systems standard Marine engineering regulation

認証・適合規格

1. ISO9001認証取得(国際的品質管理システム) 弊社は、圧力レリーフ機器に関する受注から出荷及び付帯サービスまでの品質保証システムに関して、国際標準 化機構による品質保証規格である ISO9001 の認証を取得しています。



2. ASME UDスタンプ

アメリカ機械学会による圧力レリーフ製造メーカーとしての認定で、ASMEコードにもとづいて破裂板を製造していることを保証しています。

UDスタンプ: ASME Sec. 圧力容器用



3. CEマーキング

欧州としての統一規格で、EU指令(EU Directive)です。その域内に流通される製品はその共通ルールのEU指令に適合させる必要があります。その表示方法がCEマーキング(CEマークの添付)です。
CEとは、"Commuaute Europeenne"(仏語) 英語では "European Community")の略語で、そのEU指令には、機械指令、EMC指令、低電圧指令、R&ITE指令、医療機器指令、簡易(単純)圧力容器指令、玩具の安全性指令等があります。その製品が関連する各指令に適合させCEマーキングの表示をし出荷します。
CEマーキングの表示により、安全な高品質な製品であるという宣言を"製造メーカー自身"が行ったもので、EU加盟国で自由な流通が許可されます。



 中国向け破裂板の安全品質認定許可工場, Safety Quality License (SQL) certificate 中国国家による破裂板の認定で、中国に納入することができます。